

厚生労働大臣が定める揭示事項

当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

以下の施設基準に適合している旨、四国厚生支局に届出を行っています。

- (情報通信) 情報通信機器を用いた診療に係る基準 第9号
- (機能強化) 機能強化加算 第312号
- (外来感染) 外来感染対策向上加算 第320号
- (時間外3) 時間外対応加算3 第350号
- (支援診3) 在宅療養支援診療所 第229号
- (がん指) がん治療連携指導料 第383号
- (在医総管1) 在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料 第298号
- (在総) 在宅がん医療総合診療料 第314号
- (外後発使) 外来後発医薬品使用体制加算3 第587号

(2024年11月1日時点)

届出内容補足

■外来感染対策向上加算について

・当医院では、患者さんやご家族、院内の職員、来院者などに対し、感染症の危険から守るため、感染防止対策等に積極的に取り組んでいます。

・また、当院外来において、受診歴の有無に関わらず、発熱その他感染症を疑わせるような症状を呈する患者さんの受入れを行います。